

障害等級表

(単位：万円)

発生日 等級	平成31年3月31日以前		平成31年4月1日以降		障害の程度
	スポーツ振興 センター	安全振興会 7割	スポーツ振興 センター	安全振興会 5割	
1	3,770	2,639	4,000	2,000	両眼失明、咀嚼及び言語機能喪失、神経・精神・胸腹部臓器に著しい障害で常に要介護、両上(下)肢を肘(膝)関節以上で喪失、両上(下)肢不随
	(1,885)	(1,319.5)	(2,000)	(1,000)	
2	3,360	2,352	3,600	1,800	1眼失明他眼視力0.02以下、両眼0.02以下、神経・精神・胸腹部臓器に著しい障害で随時要介護、両上(下)肢を手(足)関節以上で喪失
	(1,680)	(1,176)	(1,800)	(900)	
3	2,930	2,051	3,140	1,570	1眼失明他眼視力0.06以下、咀嚼又は言語機能喪失、神経・精神・胸腹部臓器に著しい障害で終身労務不能、両手の全指を喪失
	(1,465)	(1,025.5)	(1,570)	(785)	
4	2,040	1,428	2,180	1,090	両眼視力0.06以下、咀嚼及び言語機能に著しい障害、両耳聴力喪失、1上(下)肢肘(膝)関節以上で喪失、両手全指不随、両足リスフラン関節以上で喪失
	(1,020)	(714)	(1,090)	(545)	
5	1,700	1,190	1,820	910	1眼失明他眼視力0.1以下、神経・精神・胸腹部臓器障害で特に軽易な労務以外不可、1上(下)肢を手(足)関節以上で喪失、1上(下)肢不随、両足全指
	(850)	(595)	(910)	(455)	
6	1,410	987	1,510	755	両眼視力0.1以下、咀嚼又は言語機能に著しい障害、両耳聴力耳に接しなれば大声を解せず、1耳聴力喪失他耳普通の話声で40センチ、脊柱に著しい変形又は運動障害、1上(下)肢の3大関節中の2関節不随、1手全指又は母指含む4指喪失
	(705)	(493.5)	(755)	(377.5)	
7	1,190	833	1,270	635	1眼失明他眼視力0.6以下、両耳聴力普通の話声で40センチ、1耳聴力喪失他耳普通の話声で1メートル、神経・精神・胸腹部臓器障害で軽易な労務、1手母指含む3指又は母指以外の4指喪失、1手全指又は母指を含む4指不随、1足リスフラン関節以上で喪失、1上(下)肢に偽関節を残し著しい運動障害、両足全指不随、外貌に著しい醜状、両側の睾丸喪失
	(595)	(416.5)	(635)	(317.5)	
8	690	483	740	370	1眼失明又は1眼視力0.02以下、脊柱に運動障害、1手母指含む2指又は母指以外の3指喪失、1手母指を含む3指又は母指以外の4指不随、1下肢5センチ以上短縮、1上(下)肢の3大関節中の1関節不随、1上(下)肢に偽関節、1足全指喪失
	(345)	(241.5)	(370)	(185)	
9	550	385	590	295	両眼視力0.6以下、1眼0.06以下、両眼に半盲症・視野狭窄・視野変状、両眼の瞼に著しい欠損、鼻を欠損し著しい機能障害、咀嚼及び言語機能に障害、両耳普通の話声で1メートル、1耳聴力耳に接して大声他耳普通の話声で1メートル、1耳聴力喪失、神経・精神・胸腹部臓器障害で相当な程度労務制限、1手母指又は母指以外の2指喪失、1手母指を含む2指又は母指以外の3指不随、1足第1足指を含む2指以上喪失、1足全指不随、生殖器に著しい障害、外貌に相当な程度の醜状
	(275)	(192.5)	(295)	(147.5)	
10	400	280	430	215	1眼視力0.1以下、正面視で複視、咀嚼又は言語機能に障害、歯科補綴14歯以上、両耳聴力普通の話声で1メートル、1耳聴力耳に接して大声、1手母指又は母指以外の2指不随、1下肢3センチ以上短縮、1足第1足指又は他の4指喪失、1上(下)肢の3大関節中の1関節に著しい障害
	(200)	(140)	(215)	(107.5)	
11	290	203	310	155	両眼球に著しい調節機能障害又は運動障害、両眼瞼に著しい運動障害、1眼瞼に著しい欠損、歯科補綴10歯以上、両耳聴力小声で1メートル、1耳聴力普通の話声で40センチ、脊柱に変形、1手示指、中指又は環指喪失、1足第1足指を含む2指以上不随、胸腹部臓器に障害で労務遂行に相当程度支障
	(145)	(101.5)	(155)	(77.5)	
12	210	147	225	112.5	1眼球に著しい調節機能障害又は運動障害、1眼瞼に著しい運動障害、歯科補綴7歯以上、1耳耳殻大部分欠損、鎖骨・胸骨・肋骨・肩甲骨又は骨盤骨に著しい変形、1上(下)肢の3大関節中の1関節に機能障害、長管骨に変形、1手小指喪失、1手示指・中指又は環指不随、1足第2足指喪失、1足第2足指を含む2指喪失、1足第3足指以下3指喪失、1足第1足指又は他の4指不随、局部に頑固な神経症状、外貌に醜状
	(105)	(73.5)	(113)	(56.25)	
13	140	98	150	75	1眼視力0.6以下、1眼に半盲症・視野狭窄・視野変状、正面視以外で複視、両眼の瞼に一部欠損又は瞼はげ、歯科補綴5歯以上、胸腹部臓器障害、1手小指不随、1手母指の指骨一部喪失、1下肢1センチ以上短縮、1足第3足指以下1又は2指を喪失、1足第2足指不随、1足第2足指を含む2指不随、1足第3足指以下の3指不随
	(70)	(49)	(75)	(37.5)	
14	82	57.4	88	44	1眼瞼1部欠損又は瞼はげ、歯科補綴3歯以上、1耳聴力小声で1メートル、上(下)肢露出面に掌大の醜痕、1手母指以外の指の指骨1部喪失、1手母指以外の指の遠位指節間関節屈伸不能、1足第3指以下の1又は2指不随、局部に神経症状
	(41)	(28.7)	(44)	(22.0)	

() 内の金額は通学中及びこれに準ずる場合の障害見舞金額を示す